

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(概要)

<目的>

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

<概要> ※本法は平成29年3月31日限りでその効力を失う。

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者（①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者）
特定供給事業者（①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、③個人事業者）

1. 特定事業者の遵守事項(特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。)

- (1) 減額・買いたたき
- (2) 購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制
- (3) 税抜き価格での交渉の拒否
- (4) 報復行為

2. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

- (1) 報告・検査(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (2) 指導・助言(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)
- (3) 措置請求(主務大臣・中小企業庁長官)
- (4) 勧告・公表(公正取引委員会)

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項(事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。)

- (1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- (2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示
- (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示

※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施

第3 価格の表示に関する特別措置

- 1 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)。

※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

- 2 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届出制)

○転嫁カルテル＝転嫁の方法の決定に係る共同行為（例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定）

○表示カルテル＝表示の方法の決定に係る共同行為（例：価格について統一的な表示方法を用いること）